ひがし

通算第103号
2024.12.15 №19

部落ネット公開 禁止確定！

被差別部落地名リストのインターネット上での公開や出版は差別を助長するということで、公開禁止などを求めた訴訟で勝訴しました。

差別そのものを広く禁じた法律が存在しない中で「差別されない権利」を認める画期的な判決だといわれています。今後、この判決が広く人権救済に活用されるのではと期待されています。

では。この判決が出るまでの流れを少し復習してみます。

・２００９年９月　出版社代表の男性が「鳥取県内の部落（同和地区）」との表題で、国の同和対策事業でつくられた施設の位置を示す地図をインターネット上に公開

・２０１６年２月　全国５千カ所の被差別部落の地名などを掲載した書籍の出版計画を男性が公表。地名リストもウエブサイトで公開された。

・３月　横浜地裁が出版差し止めを認める仮処分決定。その後、ネットに掲載したリストの削除も認められた。

・４月　被差別部落の出身者らが、リストを公開した男性らを相手取り、情報の削除や出版差し止めを求めて東京地裁に提訴。

・２０２１年９月　「出身者が差別や中傷を受ける恐れがあり、プライバシーを違法に侵害する」として東京地裁がリストの該当部分の削除や出版禁止、計４８８万円の惨害賠償を命じる判決。

・２０２３年６月　リスト公開は「差別されない権利」を侵害するとして、東京高裁が公表禁止の範囲を広げ、賠償額も５５０万円に増額する判決。

・２０２４年１２月　最高裁が上告棄却、二審の判決が確定。

出版者の男性は確信犯で許されませんが、この男性のウエブサイトを興味本位で利用していた人たちも差別を助長していたのではと思います。